

就学援助(新入学準備金等)のお知らせ

令和9年4月に小学校新1年生となるお子さんの保護者で、経済的に困りの方に「就学援助制度」により、入学前に新入学準備金等を支給します。

【就学援助制度とは】経済的に困りの小・中学生の保護者の方を対象に、教育費の一部を援助する制度です。

新入学準備金は、「就学援助制度」のうちの「新入学学用品費」をお子さんの入学前に前倒しで支給するものです。

- ◆援助の内容
- ・新入学準備金 **67,300円** (認定者へ令和9年2月末頃に支給します。)
 - ・学用品費の前倒し支給 **11,630円** (認定者のうち希望者へ令和9年2月末頃に併せて支給します。)
- ※前倒し支給を希望されない場合は、学期ごとの支給となります。

- ◆申請期間 12月25日(金)まで【必着】
- ◆申請方法 右記のQRコードから電子申請していただくか、申請書と添付文書を提出してください。
添付書類は裏面を御確認ください。
- ◆審査結果 申請内容を審査して、援助対象者を決定します。
結果は、令和9年2月上旬頃、保護者様宛に郵送にて通知します。



- ◆対象者 令和9年1月1日に調布市に居住する令和9年度小学校入学予定の児童の保護者で、次のいずれかに該当する方です。
※生活保護を受けている方は、生活保護費から同様の費用が支給されるため対象外です。

1 次のいずれかの場合に当てはまる保護者

- (1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた。
- (2) 世帯全員が、市民税非課税である。
- (3) 市民税・固定資産税・個人事業税のうちいずれかが減免された。(減免は非課税とは異なります。)
- (4) 世帯全員が、国民年金の保険料を免除された。
- (5) 国民健康保険税(国民健康保険料)が減免又は徴収猶予された。
- (6) 児童扶養手当の支給を受けている。
- (7) 生活福祉資金の貸付けを受けた。
- (8) 職業安定所登録日雇労働者である。(雇用保険受給者とは異なります。)

2 その他(上の1以外の保護者で、世帯全員分の令和7年中(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)の収入または所得の合計が基準額以下の方)

【収入・所得額の目安】 下記の表はあくまでもおおよその例です。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
令和7年中の収入額	約275万円 未満	約376万円 未満	約425万円 未満	約534万円 未満	約580万円 未満
令和7年中の所得額	約184万円 未満	約256万円 未満	約296万円 未満	約383万円 未満	約420万円 未満

同一住所に同居している別世帯の方がいる場合(世帯分離している場合)や、単身赴任などで別住所にて所得・収入がある方がいる場合は、生計を共にしているとみなして審査します。必要書類(課税証明書等)を添付して提出してください。認定基準に該当するかどうか、電話や窓口で事前に回答することはできませんが、御不明点や相談事項等ありましたら学務課にお問い合わせください。

◆Notice regarding financial assistance for preparing for elementary school entrance

Chofu City provides a part of expenses for preparing for enrollment and school supplies. To receive this assistance, an application is required. It will be approved or rejected by reviewing.

問合せ・提出先

〒182-0026 調布市小島町2-36-1 調布市教育会館1階 調布市教育委員会教育部学務課

電話: 042(481)7473・7474 受付時間: 午前8時30分~午後5時(土・日曜日及び祝日を除く)

